第 103 回東京箱根間往復大学駅伝競走　競技実施要項

2026.11.10 時点

［1］概　　要

1. 服　　装（アスリートビブス　たすき）

1) 上半身ウエア、下半身ウエア、手袋、アームウォーマー等（大学名・マークは統一とするが、袖・裾の長さは競技者によって異なっても良い）を**事前に本連盟に提出し、許可されたものを着用すること。**なお、上半身のウエアのデザイン・配色が同一チームと判断できれば、下半身のウエアの形状・デザイン・配色を統一する必要はない。また、関東学生連合チームは、所属校の上半身ウエア、下半身ウエアの着用を認める。

2) 胸と背に主催者指定のアスリートビブスを付けること。トレーニングシャツ等を着用する場合も同様とする。

3) 事前に本連盟に提出した各チーム独自のたすき 2 本のうち、1 本をスタートからフィニッシュまで中継する。残りの 1 本は主催者で保管する。

4) **たすきには大学名、校章、大学を示すマーク、ユニフォームメーカーロゴを記載・表示できるが、それ以外の記載は一切認めない。特に、ユニフォームメーカーロゴ以外の企業のロゴ、商標、お守りの表示は厳禁とする。**

5) 繰り上げ出発のチームは、主催者が用意する黄色と白色のストライプのたすきを使用する。ただし、5 区・10 区は各チーム独自のたすきを使用する。なお、途中棄権したチームも、次区間からは主催者が用意する黄色と白色のストライプのたすきを使用し、10 区のみ各チーム独自のたすきを使用する。

6) 競技者は、たすきを肩から斜め脇下にかけて走行しなければならない。

2. 走行方法

1) 各チームとも、各区間 1 名の競技者で競走し、伴走は一切認めない。

2) 各競技者とも出場は 1 区間に限る。

3) 競技者は原則として車道における第一車線の左側を走ること。

4) 競技者は「給水要領」に定める給水を除き、競技中に他人の手助けを受けてはならない。ただし、競技役員、運営管理車に乗務する監督・コーチが状態を確認したり、安全を確保したりするために一時的に競技者の身体に触れても助力とはみなさない。

3. 走行不可能　途中棄権

1) 競技者が競技中に故障、疾病等によって走行困難となり歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、本人がなお競技続行の意思を持っていても、運営管理車に乗務する競技運営委員、走路管理員、監督またはコーチの三者の合意により競技を中止させる。

2) 競技の中止は競技運営委員が赤旗をあげ、走者に通告することによって示す。

3) 競技者が途中で競技を続行することができない状態になる、または競技中止を指示されるなどして、レースを途中棄権した場合、その区間の前区間までの記録は公式に認められる。次区間からは、最終走者と同時に再スタートすることができるが、オープン参加となり、区間成績は認められない。

4. 抗　　議

競技中に起きた競技者の行為、または順位や記録に関する抗議は、チームの代表者により、競技中もしくは往路、復路それぞれの競技終了後に行われる監督会議で承認された当該日の公式記録が発表されてから 30 分以内になされなければならない。抗議は口頭によってでもできるが、最終的に書面をもって審判長あるいは総務に提起するものとする。

5. 同タイムの順位

繰り上げ出発等により、フィニッシュの着順が成績順位を示さない場合において同タイムとなった大学の順位は、区間上位者数の多少によるものとする。すなわち、まず区間 1 位の数で比較し、それが同数の場合は区間 2 位の数と、ひとつずつ順位を下げて数を比較し、多い大学を上位とする。ただし、それでもなおすべて同数であった場合は同順位とし、それが 10 位以内の場合はすべての大学が次回大会へのシード権を取得する。

6. そ の 他　禁止薬物の使用は厳禁とする。「開催要項　21.ドーピングコントロール」に従って検査を実施する。

［2］交通流動の円滑化および事故防止対策

1. 中 継 所　1）本大会は鶴見中継所、戸塚中継所、平塚中継所、小田原中継所の 4 箇所に中継所を設置する。

2）中継所におけるたすきの受け渡しは、車道以外の区域または車道左端で、前走者が完全に所定の中継線に到達してから、中継線より進行方向 20m のところに引かれた白線の間で行われなければならない。

3）中継所交通整理

ア．中継所は先頭走者到着 1 時間前までに審判員の配置を完了し、道路環境整備にあたる。

イ．拡声器等を活用して、中継所の広報活動を広範囲に行う。

ウ．中継線より前後 50m は競技者、競技役員、主催者の許可した報道関係者以外の立ち入りは一切禁止する。付添人の立ち入りについては、中継所審判員主任の指示に従うこと。

エ．中継所の前後 200m 以内には、いかなる車両も停車してはならない。

2. 繰り上げ出発　1）中継所における繰り上げ出発は次の通りとする。
往路鶴見・戸塚中継所で先頭走者通過から 10 分を超えて遅れたチームは、車両の混雑が予想されるため、各中継所審判員主任の裁定により前の走者が到着しなくても次の走者を出発させる。往路平塚・小田原中継所は 15 分とし、復路すべての中継所は 20 分とする。同時出発が複数校ある場合の並び順は、進行方向左側から前中継所の通過順とする。

2）復路のスタートは、往路において 1 位チームのフィニッシュから 10 分以内にフィニッシュしたチームは時差出発を行い、その他のチームは往路 1 位のチームがスタートした 10 分後に同時出発を行う。

3. 走行隊形　テレビ中継車、共同カメラ車、白バイ、競技者、大会本部車、運営管理車、緊急対応車①･②･③、大会本部車②（復路鶴見～大手町間のみ)、医務車の順とする。ただし、大会本部車（②を含む)、緊急対応車①･②･③、医務車は必要に応じて隊形内を前後する。

4. 車両編成　本大会のために使用する車両は、競技運営の円滑化と競技者の安全確保のため、必要最低限とする。
使用車両：34 台、オートバイ：4 台

①　競技関係車両：27 台 大会本部車 2 台、運営管理車 21 台、緊急対応車①･②･③各 1 台、医務車 1 台
②　報道関係車両：7 台、オートバイ：4 台 テレビ中継車 2 台、ラジオ放送車 1 台、共同カメラ車（小型トラック）1 台、 報道車 3 台（読売新聞社 2 台、報知新聞社 1 台)、テレビオートバイ 4 台

5. 沿道における交通整理　1）沿道における交通整理員（走路員）として、審判員および学生補助員を配置し、現場の警察官の指示に従う。

2）災害時または緊急車両接近の際は、一切現場警察官の指示に従う。

6. そ の 他　警視庁、神奈川県警察本部の道路使用許可条件に違反した場合および各チームならびにその関係者が一般人あるいは本大会に対して迷惑行為を行った場合、当該チームに相応の罰則を与える。

一般社団法人関東学生陸上競技連盟